



平成 27 年 6 月 8 日

各 位

会 社 名 **ユニプレス株式会社**  
代表者の 代表取締役社長  
役職氏名 吉 澤 正 信  
(コード番号 5949 東証第 1 部)  
問 い 合 取締役・専務執行役員  
わ せ 先 伊 藤 芳 雄  
電 話 0 4 5 - 4 7 0 - 8 7 5 5  
HPアドレス <http://www.unipres.co.jp/>

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2015 年 5 月 18 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を 2015 年 6 月 24 日開催予定の第 76 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

当社は、2003 年 4 月に執行役員制度を導入し、経営に係る業務執行と意思決定を分離することで、経営の意思決定の迅速化を図ってまいりました。

今般 10 か国 16 拠点に拡大する当社グローバル事業の安定と、更なる発展を実現するためには、これまで以上に高度かつ迅速な経営判断と業務執行が求められることから、経営管理体制の変更を行うことといたしました。つきましては、次のとおり定款の変更を行うものであります。

- (1) 経営の意思決定及び監督機能を、業務執行と明確に分離するため、役付取締役を廃止し、現行定款第 14 条（招集権者及び議長）、第 23 条（取締役会の招集権者及び議長）及び第 27 条（代表取締役及び役付取締役）について、所要の変更を行うものであります。
- (2) 業務執行に対する監督、監査機能の強化と経営プロセスの透明性向上によるコーポレート・ガバナンスのより一層の強化を目的に、2015 年 6 月 24 日開催予定の定時株主総会において社外取締役、及び、より独立性の高い社外監査役の選任をご提案いたします。これら業務執行を行わない取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第 427 条第 1 項の責任限定契約に関する規定に基づき、現行定款第 30 条（取締役の責任免除）及び第 39 条（監査役の責任免除）に、第 2 項を新設するものであります。なお、第 30 条第 2 項の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 社外取締役及び社外監査役が、議案の検討など事前の準備を行う機会を確保するため、現行定款第 24 条（取締役会の招集通知）及び第 35 条（監査役会の招集通知）に規定される招集通知の発送の時期を見直すものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2015 年 6 月 24 日（水）
定款変更の効力発生予定日	2015 年 6 月 24 日（水）

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合のほか、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の<u>3</u>日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(代表取締役及び<u>役員</u>取締役)</p> <p>第27条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役の中より代表取締役を若干名選定するものとする。<u>ただし、次項で定める取締役社長は、代表取締役でなければならない。</u></p> <p>② 取締役会は、その決議をもって<u>取締役の中から取締役名誉会長、取締役会長、取締役社長を各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役を各々若干名選定することができるものとする。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により、<u>代表取締役の中から取締役会が定めた取締役</u>がこれを招集し、<u>社長執行役員</u>が議長となる。</p> <p>② <u>取締役会が定めた株主総会の招集権者または社長執行役員</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、<u>他の執行役員</u>が議長となる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合のほか、<u>代表取締役の中から取締役会が定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役会の招集権者</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の<u>7</u>日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(代表取締役及び<u>執行役員</u>)</p> <p>第27条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役の中より代表取締役を若干名選定するものとする。</p> <p>② 取締役会は、その決議をもって<u>執行役員を定め、業務を執行させる。取締役会の決議によって執行役員の中から社長執行役員及びその他の役付執行役員を選定する。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>② <u>当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合はその責任を法令の定める限度額に限定する旨の契約を締結することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の<u>3</u>日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役の実任免除)</p> <p>第39条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の<u>7</u>日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役の実任免除)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p><u>② 当社は、監査役との間に、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合はその責任を法令の定める限度額に限定する旨の契約を締結することができる。</u></p>